

部活動に係る活動方針

綾部市立八田中学校

1 目的

生徒が自分の興味や関心に応じて主体的・創造的に活動する中で、個性を伸張し、豊かな人間性と健全な心身をはぐくみ、明るく豊かで生きがいのある生活を営むための能力や態度を育てる。

- (1) 顧問の適切な指導の下で、ルールを守り、主体的に活動しようとする態度を育成する。
- (2) 苦しいことにも果敢に立ち向かう態度と強い心を育成する。
- (3) 集団での活動を通じた学びを大切にさせ、生徒相互の人間関係を築き、仲間と協力する力を育てる。

2 設置部活動

〈体育系〉野球(男女)、男子バスケットボール、女子バレーボール、女子ソフトテニス
〈文化系〉吹奏楽

3 活動のきまり

(1) 活動

- ア 各活動場所には顧問が付き、指導及び安全管理(施設設備等・熱中症対策・気象変化対策含む)を行う。顧問が付けない場合は、他の教員が管理を行う。
- イ 部員の服装は、体育時の服装もしくは部活動のユニフォーム、練習着とする。
- ウ 大会や練習試合に参加する場合も、学校生活と同様もしくは、チームで統一された服装とする。
- エ 大会や練習試合、長期休み、土日の部活動についてはスポーツドリンクを認める。

(2) 入退部

- ア 一人一人の適性或能力の伸長、自主性・社会性・協調性等を身に付けさせるため、可能な範囲で、いずれかの部に所属することを推奨する。
- イ 所定の用紙で届け出ること。その際は、保護者・学級担任・顧問の承認を受けること。
- ウ 転部に関しては、まずは本人との話し合いから家庭へと連携し、その後の顧問との話し合いをもって、転部とする。

(3) 活動計画

- ア 「年間活動計画」については、年度当初に教頭に提出し、校長の許可を受けること。
- イ 「月間活動計画」については、毎月教頭に提出し、校長の許可を受けること。
- ウ 校外で活動を行う場合は、部活動許可願を教頭に提出し、校長の許可を受けること。

(4) 活動時間

平日 2 時間程度、学校の休業日(土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等)は、3 時間程度を原則とする。

ア 日没時間、通学の安全、学校の教育計画などを考慮し、部活動の活動時間と完全下校の時間を下記のように設定する。

月	終了時間	完全下校
4～11	16：50	17：00
12・1	16：20	16：30
2～3	16：50	17：00

イ 始業式、終業式、午前中授業の時の部活動は2時間程度とし、10分後に完全下校とする。

ウ 定期テスト前については、7日前から部活動を休止する。

エ 下校時間に遅れないように、各部活動の指導を行い焦らずに下校できるようにする。

5 休養日

- (1) 水曜日を「生徒会・学級の日」、「職員の交流会・職員会議の日」とし、原則として部活動休養日とする。
- (2) 土曜日または日曜日のいずれか1日に部活動休養日を設ける。大会等により、土曜日・日曜日の両日とも活動した場合は、平日1日の部活動休養を設定する。

6 安全管理と事故防止

- (1) 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止に努める。
- (2) 計画的な活動により、各生徒の発達段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。
- (3) 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応する。
- (4) 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理を行う。
- (5) 熱中症対策として、「暑さの指数（WBGT）」をチェックする。（WBGT測定器の活用等）また、綾部市教育委員会及び本校発出の「学校における熱中症対策について」に基づき、対策を講ずる。

※環境省『熱中症予防情報サイト』（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）

- (6) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- (7) 気象変化対策として、落雷、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集する。

7 体罰・ハラスメント行為の禁止

- (1) 指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も厳禁とする。
- (2) 指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、性的な言動を含む嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等は厳禁とする。親しさ等のつもりの発言や身体的接触も厳禁とする。

8 その他

- (1) 生徒との連絡方法は、家庭への電話（連絡網）で行う。SNS 等の使用は禁止する。
- (2) 年度末の総括職員会議、入学・卒業式や体育・文化祭の前日・当日は、準備・片付け作業を優先とし、原則として活動を中止とする。
- (3) 部活動部長会、部活動総会を定期的に行き、部全体の規律やルールを振り返る機会を作り、自主的な運営ができるように援助をする。特に完全下校時間が守られるように、顧問も下校指導に携わるよう努める。
- (4) 物品の購入や練習試合等の計画を立てる際は、保護者の負担を考慮し、過度の経済的負担がかからないように留意する。また、会計報告を確実に行うとともに、記録を残しておく。
- (5) 宿泊を伴う大会および発表会の参加については、運営委員会を開き参加の可否について協議する。
- (6) 部活動指導員や外部指導者と連携を十分に取り、部活動の充実を図る。
- (7) 生徒数の減少により、他校との合同チームによる活動を行う際は、運営委員会を開き協議する。
- (8) 学校の部活動コーナーは、各部活動の練習メニューやお知らせなどの報告など使い方は部長会での話し合いで使い方を連携する。

令和6年7月9日 改定